

保 障 内 容 等

各保険金の主なお支払事由は次のとおりです。

●被保険者が加入日以後保険期間中に、次のいずれかのお支払事由に該当したとき、保険金をお支払いします。

保険金種類と お支払対象の疾病		お支払事由	お支払対象と ならない疾病例 ^{※1}
7 大 疾 病 保 险 金 ※13	●悪性新生物 (がん)	加入日前を含めてはじめて ^{※2} 悪性新生物と診断確定 ^{※3} されたとき ただし、「乳房の悪性新生物(乳がん)」については、加入日からその日を含めて90日を経過した後、加入日前を含めてはじめて診断確定されたとき	・上皮内新生物 ^{※4} ・悪性黒色腫を除く皮膚がん ・脂肪腫
	●急性心筋梗塞	加入日以後に発病した疾病 ^{※5} を原因として、急性心筋梗塞を発病 ^{※6} し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態 ^{※6} が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病的治療を直接の目的とした所定の手術 ^{※7} を受けたとき	・狭心症 ・解離性大動脈瘤 ・心筋症
	●脳卒中 (くも膜下出血・ 脳内出血・脳梗塞)	加入日以後に発病した疾病 ^{※5} を原因として、脳卒中を発病 ^{※6} し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病的治療を直接の目的とした所定の手術 ^{※7} を受けたとき	・一過性脳虚血 ・外傷性くも膜下出血 ・未破裂脳動脈瘤
	●重度の糖尿病	加入日以後に発病した疾病 ^{※5} を原因として、糖尿病を発病 ^{※6} し、医師が必要と認める日常的かつ継続的なインスリン療法 ^{※8} を開始し、その開始日から起算して180日間継続して受けたとき	
	●重度の高血圧性疾患 (高血圧性網膜症)	加入日以後に発病した疾病 ^{※5} を原因として、高血圧性疾患を発病 ^{※6} し、その疾病により高血圧性網膜症 ^{※9} であると医師によって診断されたとき	
	●慢性腎不全	加入日以後に発病した疾病 ^{※5} を原因として、慢性腎不全の状態になったと医師によって診断され、医師が必要と認める永続的な人工透析療法 ^{※10} を開始したとき	
	●肝硬変	加入日以後に発病した疾病 ^{※5} を原因として、肝硬変の状態になったと医師によって病理組織学的所見(生検)により診断されたとき ^{※11}	
がん・上皮内新生物保険金		加入日前を含めてはじめて ^{※12} 悪性新生物・上皮内新生物と診断確定 ^{※3} されたとき ただし、「乳房の悪性新生物・乳房の上皮内癌(乳がん)」については、加入日からその日を含めて90日を経過した後、加入日前を含めてはじめて診断確定されたとき	
死亡保険金		死亡されたとき	
高度障害保険金		加入日以後に発生した傷害または疾病 ^{※5} により所定の高度障害状態になられたとき	

※1 お支払対象とならない疾病には、上記のほか、無配当特定疾病保険定期保険(Ⅱ型)普通保険約款(付表1)対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中^{※13}に定義付けられない疾病も含まれます。詳細については「ご契約のしおり 約款」をご覧ください。

※2 ご加入前にお支払対象の悪性新生物(がん)と診断確定されている場合、ご加入後にお支払対象の悪性新生物(がん)に診断確定されても、お支払いの対象とはなりません。なお、加入日以後に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)の発生部位が、加入日前に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)と異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。

※3 診断確定は、病理組織学的所見(生検)により医師によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることができます。

※4 「上皮内新生物」は、ごく初期の段階で発見されたがんであり、子宮頸部・食道などの部位で病変が上皮内に限局しているもの、または、乳房・膀胱・腎孟・尿管などの非浸潤がん、および、大腸の粘膜内がんを含みます。なお、国際対がん連合(UICC)のTNM分類が「Ta」(膀胱・腎孟・尿管の非浸潤がん)、「Tis」(上皮内がんまたは非浸潤がん)はお支払対象外です。

※5 疾病の「発病」(「発生」)および急性心筋梗塞・脳卒中・糖尿病・高血圧性疾患の「発病」には、疾病的症状を自覚または認識した時や、医師の診察や健康診断等において異常の指摘を受けた時も含まれます。

※6 「労働の制限を必要とする状態」とは、軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。

※7 急性心筋梗塞または脳卒中についての特定疾病保険金・7大疾病保険金のお支払対象となる手術とは、開頭術、開胸術、ファイバースコープ手術または血管カテーテル手術をいいます。吸引、穿刺、洗浄などの処置および神経ブロックは除きます。

※8 「インスリン療法」には、妊娠・分娩にかかわるインスリン療法は含まれません。また経口血糖降下剤によっては血糖値上昇を抑制できない場合に限りません。

※9 キース・ワグナー分類において3群または4群の眼底所見(詳細については、「ご契約のしおり 特約」7大疾病保険特約(特定疾病定期Ⅱ用)付表3をご覧ください。)を示す状態。

※10 「人工透析療法」とは、血液透析法または腹膜灌流法により血液浄化を行う療法をいいます。ただし、一時的な人工透析療法を除きます。

※11 病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断も認めることができます。

※12 ご加入前にお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と診断確定されている場合、ご加入後にお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物に診断確定されても、お支払いの対象とはなりません。なお、加入日以後に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。これらの場合、がん・上皮内新生物保険特約は無効とします。

※13 7大疾病保険のお支払事由にかかわる医療技術等が将来変更された場合には、主務官庁の認可を得てお支払事由を変更することができます。

本内容は75歳コース(7大疾病保険特約付、がん・上皮内新生物保険特約付、リビング・ニーズ特約付集団扱無配当特定疾病保険定期保険(Ⅱ型))について記載しております。70歳コースの方は、ご加入時のパンフレットおよび「ご契約のしおり 約款」をご覧ください。

ただし、このパンフレットの「お支払いできない場合について(解除・免責等)」に記載の、重大事由による解除の内容については現在ご加入の部分についても適用となります。

3-2

三大疾病特約制度オプション

クリビング・ニーズ特約付集団扱無配当特定疾病保険定期保険(Ⅱ型)[生命保険]

ご退職日までご加入されていた方のみ継続可能です。今回新規加入手続きはできません。※配当金の還付はありません。

意向確認【ご加入前のご確認】 三大疾病特約制度オプションは、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。
ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

三大疾病特約制度 オプションご加入 についての注意事項

※三大疾病特約制度オプションへの加入は、三大疾病特約制度70歳コース未加入者かつ三大疾病特約制度75歳コースに加入している方のみを対象とします。
※最高継続年齢は70歳までとなります。
●現在加入の三大疾病特約制度と掛金体系が異なり、三大疾病特約制度オプションは更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金が上昇します。
※配偶者のみの加入はできません。必ず本人とセットで加入してください。
●三大疾病特約制度75歳コース脱退の場合、同時に脱退となります。
※ご退職後の掛金払込方法につきましては、2025年4月~12月分はお振込み、2026年1月分以降は口座振替による年払いとなります。

制 度 の 特 長

●特定疾病(悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中)の治療費として保険金をお支払いします。

●死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金をお支払いします。

加 入 例

三大疾病特約制度75歳コースと三大疾病特約制度オプションに加入すると、合計400万円の保障を準備することができます。

保 障 内 容

[加入対象区分: 本人・配偶者]

所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき、急性心筋梗塞・脳卒中を発病して所定の状態になられたとき、急性心筋梗塞・脳卒中で、所定の手術を受けられたとき

特定疾病保険金

死亡・所定の高度障害のとき

死亡・高度障害保険金

200
万円

* 特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金とは重複しては支払われません。

クリビング・ニーズ特約付余命6か月以内と判断されるとき、死亡保険金の前払請求ができます。

●被保険者が加入日以後保険期間中に、次のいずれかのお支払事由に該当したとき、保険金をお支払いします。

保険金種類と お支払対象の疾病	お 支 払 事 由	お支払対象と ならない疾病例 ^{※1}
●悪性新生物 (がん)	加入日前を含めてはじめて ^{※2} 悪性新生物と診断確定 ^{※3} されたとき ただし、「乳房の悪性新生物(乳がん)」については、加入日からその日を含めて90日を経過した後、加入日前を含めてはじめて診断確定されたとき	・上皮内新生物 ^{※4} ・悪性黒色腫を除く皮膚がん ・脂肪腫
●急性心筋梗塞	加入日以後に発病した疾病 ^{※5} を原因として、急性心筋梗塞を発病 ^{※6} し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態 ^{※6} が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病的治療を直接の目的とした所定の手術 ^{※7} を受けたとき	・狭心症 ・解離性大動脈瘤 ・心筋症
●脳卒中 (くも膜下出血・ 脳内出血・脳梗塞)	加入日以後に発病した疾病 ^{※5} を原因として、脳卒中を発病 ^{※6} し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病的治療を直接の目的とした所定の手術 ^{※7} を受けたとき	・一過性脳虚血 ・外傷性くも膜下出血 ・未破裂脳動脈瘤
死亡保険金	死亡されたとき	
高度障害保険金	加入日以後に発生した傷害または疾病 ^{※5} により所定の高度障害状態になられたとき	

※1 お支払対象とならない疾病には、左記のほか、無配当特定疾病保険定期保険(Ⅱ型)普通保険約款(付表1)対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中に定義付けられない疾病も含まれます。詳細については約款をご覧ください。

※2 ご加入前にお支払対象の悪性新生物(がん)と診断確定されている場合、ご加入後にお支払対象の悪性新生物(がん)に診断確定されても、お支払いの対象とはなりません。なお、加入日以後に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)と異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。

※3 診断確定は、病理組織学的所見(生検)により医師によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることができます。

※4 「上皮内新生物」は、ごく初期の段階で発見されたがんであり、子宮頸部・食道などの部位で病変が上皮内に限局しているもの、または、乳房・膀胱・腎孟・尿管などの非浸潤がん、および、大腸の粘膜内がんを含みます。なお、国際対がん連合(UICC)のTNM分類が「Ta」(膀胱・腎孟・尿管の非浸潤がん)、「Tis」(上皮内がんまたは非浸潤がん)はお支払対象外です。

※5 疾病の「発病」(「発生」)および急性心筋梗塞・脳卒中・糖尿病・高血圧性疾患の「発病」には、疾病的症状を自覚または認識した時や、医師の診察や健康診断等において異常の指摘を受けた時も含まれます。

※6 「労働の制限を必要とする状態」とは、軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。

※7 急性心筋梗塞または脳卒中についての特定疾病保険金・7大疾病保険金のお支払対象となる手術とは、開頭術、開胸術、ファイバースコープ手術または血管カテーテル手術をいいます。吸引、穿刺、洗浄などの処置および神経ブロックは除きます。

月 額 掛 金

保険期間1年、集団扱月払、保険金額200万円

(単位:円)

年 齢	月額掛金(男性)	月額掛金(女性)	年 齢	月額掛金(男性)	月額掛金(女性)
	200万円	200万円		200万円	200万円
16~20 歳	286	236	46~50 歳	1,592	1,470
21~25	388	286	51~55	2,654	1,928
26~30	398	368	56~60	4,166	2,380
31~35	496	532	61~65	6,504	3,386
36~40	678	790	66~70	9,638	4,478
41~45	946	1,162			

この場合の掛金は年単位の契約毎日ごとの総保険金額により引当用される場合があります。記載の掛け金は総保険金額100万円以上300億円未満の場合の掛け金です。したがって、実際の総保険金額が異なれば、掛け金も異なる場合があります。その場合は年単位の契約毎日より正規掛け金を適用します。○年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数につき6ヶ月以下は切り捨て、6ヶ月超は切り上げた年齢をいいます。(例)保険年齢40歳=2025年1月1日現在満39歳6ヶ月を超えて40歳6ヶ月まで加入日以後に発生した不慮の事故による傷害により180日以内にご契約のしおり 約款に定める身障害の状態にならざったときは、その後の保険料のお払込みを免除し、保険料が引き続き払込まれたものとしてお取扱いします。記載の掛け金等は、パンフレット作成時点の基礎率により計算されています。実際の掛け金等はご加入および更新時の基礎率により決定しますので、今後の基礎率の改定により掛け金等も改定されることになります。また、お支払いの対象となる保険金の受取人は被保険者となります。お支払いの対象となる保険金の受取人は被保険者となります。

保険金等のお支払いについて、ご在職時の「愛教組連合グループ保険」のパンフレットまたは約款に詳細が記載されています。必ずご確認ください。また、約款を紛失された際には下記までお申し出ください。

明治安田生命保険相互会社 中部公法人